

## 論点の再整理

—とりまとめの方向性について—

### 1 情報流出事案を踏まえた現状認識

- 既存の流出防止措置があったにもかかわらず、なぜ、住民基本台帳に係る情報が流出したのか。どのように考えるか。



#### 【市町村の対応】

住基法に基づく技術的基準（大臣告示）、「地方公共団体における個人情報保護対策について（平成15年6月通知）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成18年9月改定版）」等に沿った対応が、市町村の個人情報保護条例、セキュリティポリシー（具体的な実施手順を含む。）に適切に規定され、そのとおりに実施・遵守されていれば、市町村側のとるべき措置・規制としては十分と言えるはず。

市町村において確認・点検が必要な事項を列挙すると、

- ・ 個人情報保護条例の内容
  - ・ セキュリティポリシーの内容
  - ・ 契約内容上の個人情報保護への配慮
  - ・ 契約遵守についてのチェックの状況
  - ・ 職員の個人情報保護に対する意識
- など

#### 【事業者の対応】

再委託事業者を含め事業者の側においても、個人情報保護法に基づく事業者に対する規制・義務、管理規程や契約事項を遵守し、手続きが適切に踏まれば、事案は生じなかった可能性がある。

事案に即して、対応上の問題を具体的に挙げると、

- ・ 再委託の承認手続の不履行
- ・ 委託事業者における再委託事業者に対する契約事項遵守（指定場所での処理、データ持ち出しの禁止など）の不徹底
- ・ 再委託事業者におけるセキュリティ確保措置の不備。在宅勤務が伴う勤務体制の横行。
- ・ 再委託事業者の従業員による自宅PCへの不正コピー
- ・ これに、ファイル交換ソフトのインストール、ウィルス感染が重なり、情報が流出。

- セキュリティ確保は、個人情報に係る事務処理一般に必要なことであるが、住民基本台帳情報では、さらに必要性が高いのか。

- ⇒
  - ・個人情報の流出による侵害は、住基情報に限られず考えられる上、実際に侵害も発生している。セキュリティ確保の必要性は同様に認められる。なるべく足並みをそろえて、セキュリティ水準を上げていくことが望まれる。
  - ・住基情報の流出事案は、国民に不安感をもたらし、社会の大きな関心をよんでいる面がある。住基情報は、他の個人情報とは異なり、適正な管理の要請がとりわけ強いとの受け止めが世間一般にあるのではないかと(詳細な検討については後述。)

- 委託と再委託等について、どう考えるか。両者の違いを重く見るか、つながりに着目するか。

- ⇒
  - ・再委託は、事業者の選定や業務の実施管理に係る市町村の関与が間接的。市町村が締結する委託契約の中では、遵守事項の義務付けが困難な面がある。
  - ・しかし、元の委託契約の当事者である事業者は必ず委託契約上の責任を有しており、この事業者を通じて再委託事業者等を適切に管理できる可能性がある。

↓

  - ・再委託は、市町村の事情も踏まえ、やむを得ない場合に限って例外的に活用していくことが考えられる。

- ファイル交換ソフトを通じた情報漏洩について、どのように考えるか。

- ⇒
  - ・個人情報とファイル交換ソフトは、完全な隔離が求められる。

## 2 実効性のある対策 ～手順に沿った措置～

- 実効性のある対策として、具体的に、どのような措置・取り決めの徹底を図るのか。

- ⇒ ・作業形態等に応じて、さらに、具体的に検討する必要があるが、これまでの検討を踏まえ、対策を挙げれば、以下のとおり。
- ①指定場所での処理 ～ 具体の場所は市町村が指定
  - ②データ持ち出しの禁止（承諾を受けて、庁舎から庁舎以外の指定場所へ持ち出す場合を除く。）  
～ 承諾は市町村が行う。指定場所への移動の場合に限られる。
  - ③（②の例外の場合の）データの暗号化処理  
～ 情報が流出しても、被害拡大の防止に有効。
  - ④データの複製・複写の禁止（承諾を受けて、指定場所で作業に必要な範囲で行う場合を除く。）  
～ 承諾は市町村が行う。
  - ⑤事後のデータの返還・廃棄 ～ 確実な履行の確保
  - ⑥承諾を受けない再委託の禁止  
～ 承諾は市町村が行う。委託事業者を通じて、再委託事業者に市町村の管理が及ぶ場合に限られる。
- など

- 委託先をISOなどの認証を取得している事業者に限定する取扱いについて、どのように考えるか。

- ⇒ ・PマークやISMS（ISO27001）の認証取得により、事業者における従業員に対するセキュリティ教育や意識レベルについて、一定水準が確保されていると見ることができる。
- ・ガイドラインでは、業者選定に当たっての推奨事項としているが、市町村に対して、入札資格とするなど積極的な対応を求めることも考えられる。
- ・ただし、同じ認証を取得していても、事業者間で能力・対応に格段の差がある場合もある。また、市町村の調達においては、公正な競争・取引条件の設定が要請される。
- ↓
- ・市町村・事業者から、理解が得られるか、慎重に検討。

- 市町村・委託事業者のそれぞれについて、どのような対応方針をとるのか。

- ⇒ ◎市町村における十分なセキュリティ確保措置の整備とその遵守について、チェックの一層の強化を促す。
- ◎委託事業者における十分なセキュリティ確保措置の整備と契約事項遵守について、従業者など実際に情報を扱う者に対する徹底・適正な管理を求める。

- 具体的に、コントロールを効かせる対象となる行為を行う者を、どのようにとらえていくか。

- ⇒ ◎「個人情報(住基情報)を業務として扱う者」とし、契約上の地位にかかわらず、対象となる行為を直接行うおそれのある者をとらえることとする。
- ◎ただし、直接の行為者(「個人情報(住基情報)を業務として扱う者」)に着目しても、行為による責任は、体制を整え、回避措置を講じられる委託事業者等に対して、問うこととする。

- 「委託」の概念について、オペレーション業務の委託、システム機器保守の委託などもあるが、どこまでを念頭に置くのか。

- ⇒ ・個人情報(住基情報)を取り扱うという観点からは同様の状況にあるため、特に除外せず、広く対象としてとらえることとする。

### 3 対策実施の手法・法律上の構成

- 具体的に、対策実施のため、どのような手法を用いるのか。

- ⇒ **ガイドライン等に基づく対応**
- 住基情報を含め、個人情報一般について、15年6月通知、ガイドライン等に、必要に応じ、改正・追加等を行う。市町村の個人情報保護条例・セキュリティポリシーへの規定を徹底させ、実際の契約の中で実施・遵守が確実に

なるよう、強く要請する。

- 事業者の対応に関しては、所管府省を通じて、個人情報保護法に即した措置・手続が確実に実行されるよう再周知を図る。

#### 住基法・住基令に基づく対応

- 住基情報については、今回の情報流出事件を踏まえた市町村・委託事業者に求められるセキュリティ確保措置を明確化することとし、技術的基準(大臣告示)に関し、指定場所、持ち出しの禁止と承認、暗号化等について、当該確保措置の規範性が確実に担保されるよう、改正・追加等を行う。

上記対応により、委託事業者の契約上の責務の遵守の徹底を図り、セキュリティ確保措置を講ずる。

契約上の責任の追及としては、以下の方法が考えられる。

- ①契約上の履行代金の減額
- ②違約損害金の請求
- ③事後の一定期間にわたる同種の契約に対する入札参加資格の停止(制限)など

#### 法律改正による対応

- 住基情報について、住基法を改正し、法律に基づき、住基情報を扱う者の行為に規制をかけることとする。
- または、住基情報を含め、市町村等の行政機関が保有・管理する個人情報について、個人情報を扱う者の行為に規制をかけることとする。

- 住基情報について、他の個人情報と区別して法律上の特別の保護措置を講ずるのか。その場合には、区別する理由はどうか。

- ⇒ ・住基情報と他の個人情報との違いを挙げれば、以下のとおり。
  - ◇住民の居住関係を確認し、住民の権利・義務の基礎となる情報を適正に管理、公証するという住民基本台帳制度に対する国民の信頼が揺らぎかねない状況。
  - ◇住民個人の基礎的な情報を、適正な記録管理そのものを目的として管理するための事務の一環。基本情報は、他の情報との結合・リンクに際して欠かせないもの。適正に遺漏なく管理する必要性がきわめて大きい。(※他の行政機関が保有・管理する個人情報は個別の行政目的のために収集・管理されるもの。また、民間事業者が保有・管理する個人情報は、基本的に営利目的のために収集・管理されるもの。こうした目的との関係

の中で、最も適切で実効性のある保護措置を考えていくべきであり、住基情報と事情が異なると言えないか。)

- ・このような考え方を肯定し、あるいは、住基情報については、他の分野に先行してでも、法律改正し、特別の措置を講じるべきとの意見がある。
- ・なお、市町村が保有・管理する他の個人情報についても、同様に、セキュリティ確保は必要であり、全体として、足並みをそろえて対応方策を考えていくべきとの意見も見られる。

#### 4 罰則の取扱い

- 法律に基づき、手順に沿わない措置や行為に規制をかけた上で、さらに罰則を設けることについて、どのように考えるか。

- ⇒ ◎罰則を含めた事後の制裁の取扱いについては、事前の防止のためにどうすべきかという問題とは区分して考えていくべきとの意見がある。
- ・また、罰則を設ける場合、保護法益をどう考えるか、構成要件をどう設定するかをはじめとして、詳細な検討が必要。
- ↓
- ◎講じられる対策の効果を意識しながら、罰則の可否・必要性を検討していく。

- 個人情報の流出は、明確な故意によるものは少なく、過失によるものが多いこと、被害回復の可能性が低いことを踏まえ、どのような構成が考えられるか。

- ⇒ ・故意にとどまらず、過失の場合もすべて対象とすることは困難。
- ↓
- ・住基制度の信頼性を確保するため、住基情報を扱う専門家には、その責務にふさわしい行為規制をかけ、行為規制に即さない行為（不作為）に係る故意（重過失）の責任を問うことが考えられないか。
  - ・加えて、住基情報の流出（不特定多数の者が認知できる状態に至らせた場合）という侵害結果を要件とすることが考えられる。

○ 罰則の対象となる行為・態様として、どのようなものが考えられるか。

⇒ ・住基情報の流出に結びつくものの、専門家として善管注意義務の下、適正に事務を遂行することにより、回避できるものを、具体の事務処理を想定しつつ抽出していく必要。

○ 従業員が業務に伴って不法な行為をした場合の事業者に対する罰則について、どのように考えるか。

⇒ ・両罰規定を設けることの可否も含めて、罰則の内容を検討。